



内閣府

公益認定等に関する事例集 (暫定版)

本事例集は公益認定等委員会の審議した事例のうち公益認定に際して慎重な検討を要した事例など公益目的事業該当性の境界を判断する上で参考となる事例を事務局の責任で紹介するものです。本事例集は随時更新していく予定です。

※本事例集については、基準を示しているものではなく、具体的な判断については、事例集で記載している事項も含めた個別の事情に基づいて最終的に行っております。

令和8年8月
内閣府

1. 奨学金関係事業

- ・ 奨学金の選考体制に関する判断事例・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- ・ 奨学金の分野に関する判断事例・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- ・ 奨学金事業の承継に関する判断事例・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- ・ 奨学金の金額に関する判断事例・・・・・・・・・・・・・・・・ P9

◆「公益認定基準への当てはめ」では、それぞれの事例における公益認定（変更認定）の審議過程において、公益認定等ガイドラインで示されている基準にどのように当てはめを行っているかを紹介しています。

「解説」では、それぞれの事例を踏まえて、一般論として参考となる考え方を紹介しています。

「法人提出書類における選考に関する記載」について、実際に法人から提出のあった申請資料（公益認定申請書や募集要項等）を掲載しておりますが、内閣府において一部匿名化加工をしております。

奨学金の選考体制に関する判断事例（令和7年変更認定）

概要

法人が指定校に簡素な内容で選考基準を示し、実質的な選考の大学の裁量が大きい奨学金事業について、大学が事業の目的に沿わない形で選考するなどの選考の公正性に関して疑義があり、事業の合目的性が確保されているかについて論点となった。

公益認定基準への当てはめ

（事業の合目的性：ガイドライン第2章第1節第3（5））

事業の合目的性（事業の趣旨に応じたプロセスが確保されているか）について

- ・ 大学は学内の学生に関する詳細な情報を把握していること
- ・ 大学で奨学金の候補者を推薦する事例は一定程度存在していること
- ・ 本件では信頼できる学内体制のある大学を指定校として選定していること

を考慮して選考方法に関して合目的性が確保されていると判断し、公益認定を認めた。

解説

本件に限らず、学生について日常的に把握している大学や高校等に1次選考やスクリーニングといった作業を依頼することは特に小規模な法人にとって一定の合理性があると考えられる。他方、公益認定等委員会の審議においては、大学において適切に運用がなされているか、定期的なチェックが必要であるとの指摘がなされており、法人において、学校側で奨学金の趣旨及び目的から外れた選考が行われないよう適切に確認を行うことが望ましいと考えられる。

人手不足の社会情勢において小規模法人が事業拡大する上で委託を積極的に活用することも有益である一方、公益事業の合目的性を確保する上で、公益法人が委託先の監視を適切に行うことが重要と考えられる。

➤ 法人提出書類における選考に関する記載

（公益認定申請書）

（５）事業の合目的性の確保の取組

助成対象者の選考は、別に理事会が定める「選考規程」に基づき、指定校による一次選考及び当財団選考委員会による二次選考の二段階で実施するものとし、学識経験者が参画する公正な選考を経て、最終的に理事会において奨学生を決定する。

（選考基準）

一次選考

指定校は当財団からの推薦依頼に基づき、次に掲げる基準を満たす候補者を推薦するものとする。

（１）学業及び人物ともに優れていること（２）経済的支援を必要とすること（３）反社会的勢力との関わりを有しないこと（４）その他、当該年度において理事会で定める対象学年、専攻分野その他の推薦条件を満たすこと。

二次選考

一次選考を経て推薦された候補者については、当財団の選考委員会において、以下の基準に基づき審査を行うものとする。

（１）推薦書その他提出書類の記載内容に基づき、人物・学力等を総合的に評価し、当財団の奨学金給付の趣旨・目的に照らして適格性を個別に審査する。（２）提出書類に重大な不備または不適切な記載が認められないこと。

➤（参考）公益認定等ガイドラインの関連記載

（委託関連）：第２章第１節第２（２）

事業の重要な部分を委託している場合には、事業計画書及び事業報告において委託の事実及び委託している業務内容を確認できることが必要である。（P28）

（事業の合目的性関連）：第２章第１節第３（５）

事業内容に応じた適正運営の確保、事業内容に応じた専門家の関与、訓練、機材の確保、**事業の趣旨に応じたプロセス**（ニーズ調査や関係者の参加）の確保など、事業の趣旨・目的を踏まえ、必要に応じて、事業の質や成果を確保する取組がなされているかを確認する。（P39）

（奨学金のチェックポイント）：第２章第２節第２（１５）

応募及び選定の二段階での公正性が確保されているかに加え、事業の特性を踏まえ、特別の利益の排除、個人情報保護、奨学金給付の現実性の観点などから、以下の点から判定するという考え方がガイドラインにおいて示されている。

- （i）当該奨学金が、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付けられており、適正な方法で明らかにされているか。
- （ii）応募の機会が、一般に開かれているか。
- （iii）奨学金の選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除）
- （iv）奨学金給付対象者に当該奨学金事業の趣旨・目的に照らして、合理性のない義務（例：特定企業への就労など）を課していないか。また義務が有る場合その内容は応募者や奨学金給付対象者に明らかにされているか。
- （v）奨学金の財源は、給付を約束した内容相応に確保されているか。
- （vi）応募者及び奨学金給付対象者の経済状況・成績等の個人情報を取得する場合にその扱いは適切であり、その取得方法や仕組みが公表されているか。（P65,66）

奨学金の分野に関する判断事例（令和8年公益認定）

概要

「物流・ロジスティクス分野」を対象分野とする奨学金事業について、対象となる学科や履修科目が明示されていないため応募する学生にとって応募資格があるかが明確ではなく、受益の機会が開かれているか、事業の合目的性が確保されているかが論点となった。

公益認定基準への当てはめ（受益の機会：ガイドライン第2章第1節第3(3)、事業の合目的性：第2章第1節第3(5)）

受益の機会（具体的な募集等の方法に照らし、実質的に一般に開かれているか）について、今後の実績を踏まえて募集要項の記載を明確化したいという法人からの補足説明も受けて、現時点では応募資格に不明確な部分があるが認定を受けるにあたって致命的ではなく、また将来的に募集要項に明記されることで課題が解消する蓋然性が高く、受益の機会が開かれていると扱って差し支えないと判断。

また、事業の合目的性（事業の趣旨に応じたプロセスが確保されているか）について、学生から申告のあった科目や学科が応募資格を満たしているかを個別に判断する選考方式は、一律に学部等で足切りせず、研究意欲のある学生への支援を行うことができるという観点で一定の合目的性があると判断し、公益認定を認めた。

解説

奨学金の応募資格については、応募の機会が開かれているかを確認する観点から募集要項等で明示される必要があり、対象となる地域、学部、大学等が明記されていることが多い。本件では、物流・ロジスティクスの領域を研究していることを応募資格の対象とし、応募資格を満たしているかについては、**個別の学生の研究内容や履修科目を応募書類を通して精査して判断**している。応募の機会が開かれているかを判断する上で、募集要項で明確な要件を定めることは重要であるが、**社会通念上判断の難しい要件を定めることも一律に否定されるわけではない。**

➤ 法人提出書類における選考に関する記載

（公益認定申請書）

（１）事業の趣旨・目的

当財団は、物流・ロジスティクス分野を志す国内の大学生及び大学院生に対し、経済的理由で学びを断念することのないよう奨学金を支給し、次世代の産業を担う人材の育成と社会全体の発展に寄与することを目的とする。

（募集要項）

３.物流・ロジスティクス専攻学生奨学金募集要項

１.応募資格 当財団の奨学生となるものは物流・ロジスティクスを学ぶ四年制大学生および大学院生であり、次のいずれにも該当しなければならない。

（略）

（４）下記のような物流・ロジスティクスに関する科目を履修できる学部・学科に在籍していること

●主な物流・ロジスティクス関連の科目

Dロジスティクス特殊研究講義、IoTロジスティクス実践講座、Mロジスティクス研究１・２ 演習、（略）

➤（参考）公益認定等ガイドラインの関連記載

（３）受益の機会についての確認事項：第２章第１節第３（３）

○ 不特定かつ多数の者に受益の機会が開かれているか、また、機会が限定される場合には、当該限定を行う合理性及び当該限定があっても利益が不特定かつ多数の者に及ぶことについて合理的説明があるかを確認する。共益的に行われるものについては、受益の機会が開かれているとは言い難い。募集等を行う場合は、具体的な募集等の方法に照らし、実質的に一般に開かれていると言えるかを確認する（申請に係る審査時には、通常、募集要項など募集等に関する資料の提出が必要）。

例えば、高度な学術に係る講習会事業において、事業の質を確保するために参加者に資格要件を課す場合など、公益目的を達成するために必要な合理的な限定は認められる。ただし、事業の趣旨・目的に照らして対象者に不当な差別を設けることは許されない。

○ 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するには、できるだけ多くの人が事業の恩恵を受けることができることが望ましいが、定款に定められた法人設立者の意思や資源提供者（法人のサービスに対価を支払う者を含む。以下同じ。）の意思を尊重することも求められる。

「合理的な限定」であるか否かは、事業内容、事業規模、公益法人の成り立ち、収支の構造、濫用の可能性その他の事情を勘案し、「民間公益の増進及び活力ある社会の実現」の観点から判断する。

（略）

○ 現時点での受益者が特定少数であるとしても、将来的・潜在的に不特定かつ多数の者が受益することが想定されるならば、受益の機会が開かれていると判断し得る。例えば、現に発病しているのが特定の少数者である難病患者を救済する事業であっても、潜在的には不特定かつ多数の者が同じ病気になる可能性があることを踏まえれば、受益の機会が開かれていると判断し得る。

（P38～39）

奨学金事業の承継に関する判断事例（令和6年変更認定）

概要

全国的に青少年育成に関する事業をしている法人が、特定地域を対象とする既存の公益法人の事業を使途指定の寄附金という形で財源を受け取り承継することについて、追加する奨学金事業のみ受益の資格を特定の地域に限定することについて整理した。

公益認定基準への当てはめ（受益の機会：ガイドライン第2章第1節第3（3））

受益の機会（機会が限定される場合には、当該限定を行う合理性及び当該限定があっても利益が不特定かつ多数の者に及ぶことについて合理的説明があるか）について、既存の公益法人が実施している特定地域を対象とする奨学金事業を継承する場合、特定地域に受益の対象を限定することは、既に公益性が認められている出捐元の公益法人の目的を尊重するという観点から限定を行うことに合理性があるものと判断し、受益の機会が開かれているものとして変更認定を認めた。

解説

事業の継続が困難な公益法人にとって、本事例のような他の**関連する事業を実施している公益法人への事業譲渡や合併は有益であると考えられる**。この場合、譲渡先の法人が既に実施している事業と受益の条件を合わせることも考えられるが、譲渡元の公益法人が実施している事業の受益の条件をそのまま引き継ぐことも当該限定に合理性があると判断できるものと考えられる。なお、**公益法人同士の吸収合併で吸収合併消滅法人の事業を全部譲渡で申請書記載事項に変更無く引き受ける場合には、変更届出事項**となる。

このほか、本奨学金は高校3年生が大学の合格前から申し込み奨学生の内定を得ることができ（正式決定は合格後）、受験助成金も交付している。（こちらは合否問わず）これらの点でも**高校生の進学意欲を高める好事例**と考えられる。

公益認定等事例集③（参考資料）

➤ 法人提出書類における選考に関する記載

カ ○○教育振興基金

【事業内容】

成績優秀、品行方正、学業意欲旺盛でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し学資の給付を行うことによって、社会有用の人材の育成及び教育の発展に寄与することを目的として○○県○○地方に所在する高等学校に在籍する生徒への学資の給付事業を実施する。

具体的には、○○県○○地方（○○市、○○市）に所在する学校教育法による高等学校（現在13校）に在学する高校生1年生から3年生に対する「高校生奨学金」、及び同高等学校の3年生に在籍し、国公立の大学・短大（ただし、医学部等の6年制の学部を除く、以下「指定大学等」とする）への進学を志す生徒に大学進学前の受験助成金・入学一時金及び大学進学後の奨学金を給付する「大学生奨学金」の二種類の奨学金事業を実施する。

（略）

【大学生奨学金】

1) 対象者

下記の要件をすべて満たす○○県在住の日本人（当財団の高校生奨学金の支給を受けた者も応募可）

- ① 当財団の定める学力等及び家計に関する基準を満たす者 ② ○○県○○地方の高等学校の3年生で、指定大学等への進学を志す者
③ 他の奨学財団等から給付型奨学金を受けていない者

（略）

7) スケジュール

5月 募集要項案内・募集開始 6月 募集締切 7月 選考委員会 8月 理事会による奨学生内定者（※）決定

10月 受験助成金支給 翌3月 入学一時金支給 翌4月 奨学金支給開始

（※）奨学生内定者には、受験助成金（合否問わず）及び入学一時金（入学を前提）を支給する。奨学生内定者が指定大学等に入学することが当財団の奨学生採用の条件となる。なお、現役合格を条件とする。

【財源等】

この事業は公益財団法人○○から受けた使途指定の寄附金（特定寄附金）約○○円を特定資産として分別管理・運用し、その運用益及び元本の取崩額を財源として実施する。

➤（参考）公益認定等ガイドラインの関連記載

（3）受益の機会についての確認事項：第2章第1節第3（3）

○不特定かつ多数の者に受益の機会が開かれているか、また、機会が限定される場合には、当該限定を行う合理性及び当該限定があっても利益が不特定かつ多数の者に及ぶことについて合理的説明があるかを確認する。共益的に行われるものについては、受益の機会が開かれていると言い難い。募集等を行う場合は、具体的な募集等の方法に照らし、実質的に一般に開かれていると言えるかを確認する（申請に係る審査時には、通常、募集要項など募集等に関する資料の提出が必要）。

例えば、高度な学術に係る講習会事業において、事業の質を確保するために参加者に資格要件を課す場合など、公益目的を達成するために必要な合理的な限定は認められる。ただし、事業の趣旨・目的に照らして対象者に不当な差別を設けることは許されない。

○不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するには、できるだけ多くの人が事業の恩恵を受けることができることが望ましいが、定款に定められた法人設立者の意思や資源提供者（法人のサービスに対価を支払う者を含む。以下同じ。）の意思を尊重することも求められる。「合理的な限定」であるか否かは、事業内容、事業規模、公益法人の成り立ち、収支の構造、濫用の可能性その他の事情を勘案し、「民間公益の増進及び活力ある社会の実現」の観点から判断する。（P38）

奨学金の金額に関する判断事例（令和8年公益認定）

概要

海外の大学院に留学する学生への奨学金の金額について、募集要項において年額1,000万円の上限の中で客観的基準に基づき算出すると規定し、具体の奨学金の金額が明示されていないことは、学生にとって受益の内容が明確ではないのではないか、またこのように変動する仕組みに合目的性があるか論点となった。

公益認定基準への当てはめ（事業の合目的性:ガイドライン第2章第1節第3（5））、受益者の義務：第2章第1節第3（4））

事業の合目的性（事業の趣旨に応じたプロセスの確保）について、留学先の地域によって物価水準や学費が著しく異なることを踏まえ、本件の仕組みについて、事前に支給額が明確ではないが、事業の合目的性があると判断。

この他、受益者の義務（受益者の義務・受益の条件は、申請書に記載された公益目的事業の趣旨・目的に照らして合理的なものであるか）について、奨学金の用途を毎年度、会計報告を支給対象者に義務づけていることについて、奨学金の活用状況の透明性の確保や適切な支給額の決定のため、合理的な義務付けであると判断し、公益認定を認めた。

解説

本件は、海外の大学院に留学する学生への奨学金について、各国の物価等の水準ごとに支給額を変えることで事業の合目的性を確保した事例。極端に物価等が高騰している国・地域もある中で、多様な日本人留学生のニーズに答えることができる事例となっている。一般論として、奨学金について、事前に金額は明確に示されるべきであるが、合理的な根拠に基づいて、支給額の変更が行われる奨学金も許容される。

➤ 法人提出書類における選考に関する記載

（奨学金の金額）

第6条 海外の大学へ留学する期間中に給付する奨学金の額は、年額 10,000,000 円を上限とし、客観的基準に基づき算出するものとする。なお、当該奨学金は学費（授業料）、寮費、保険料、渡航費及び生活費等、留学中に必要な費用に充てることができるものとする。

2 奨学金の額は、以下のとおり決定する。

1) 学費、寮費、保険料（上限あり）及び渡航費支払いが適切に行われたことが客観的に確認できる書類（明細書や領収書等）に基づき、実費を支給する。

2) 生活費等

月額 20 万円を基準とし、留学先の物価や為替レートの変動を調整した上で算出する。なお、生活費等の支給額は定期的に見直しができるものとする。

➤ （参考）公益認定等ガイドラインの関連記載

（4）受益者の義務・受益の条件についての確認事項（第2章第1節第3（4））

○ 受益者の義務・受益の条件は、申請書に記載された公益目的事業の趣旨・目的（第2章第2（2）①参照、以下同じ）に照らして合理的なものであるかを確認する。

○ 当該義務により、営利企業等や法人関係者に、合理的な範囲を超える利益が生じると見込まれる場合には、公益目的事業としては認められない。例えば、奨学金の支給者に対し特定企業への就職を義務付けるような場合や、資格付与や表彰に当たり法人関係者に不透明な見返りを求めるような場合は、公益目的事業としては認められない。

○ 当該義務や条件が、公益目的事業の趣旨・目的に照らして合理的なものであると言えず、社会通念に照らして不適切なものがある場合には、公益目的事業の合目的性が確保されていないと判断し得る。

（5）事業の合目的性の確保の取組についての確認事項（第2章第1節第3（5））

○ 事業内容に応じた適正運営の確保、事業内容に応じた専門家の関与、訓練、機材の確保、事業の趣旨に応じたプロセス

（ニーズ調査や関係者の参加）の確保など、事業の趣旨・目的を踏まえ、必要に応じて、事業の質や成果を確保する取組がなされているかを確認する。（P39）